

【投稿】国際裁判の当事国同意原則を見直せ

会員 村澤秀樹

韓国が不法占拠している竹島の領有権問題について、政府が国際司法裁判所（ICJ）への提起を検討していると聞く。今、ICJの所長は日本人の小和田恒氏であり、当事国の同意があって初めて裁判に付託できるというICJの原則を見直すチャンスではなかろうか。

歴史的、客観的にその領有が証明できる案件については、国連の主要機関としてのICJが国際紛争解決のために積極的に関与すべきであり、その活動に大幅な制約があるような機関であれば、日本は国連に莫大な金を拠出している立場からも、ICJの存在意義を国連および国際社会に問うことは可能と考える。

日本は政府開発援助（ODA）や国連拠出金など、巨額の支出をしているにもかかわらず、それを「善意の寄付」以上の戦略的カードにすることができていない。日本国民および世界の人々に対し、日本が世界のためにどれだけ金銭的貢献をしているかをPRし、認識してもらうことで、国際世論を味方に、外交諸問題の解決にも一歩踏み出すことができるのではないだろうか。日本の拠出金を失うことを潘基文国連事務総長の経歴の汚点にさえできるのだ。

日本は既に、日本国憲法前文の「国際社会において、名誉ある地位」を十分に占めている。国連機関の在り方を問い、リーダーシップを示すチャンスがきている。これを逃さないことこそが、外交というものであると考える。